| | | |
|---|---|---|
| 施行令第二十五条の十八の三第五項第四号に規定する財務省令で定める場合 | 、同項 | 、施行令第二十五条の十八の三第五項第四号 |
| | 同条第三項 | 同号 |
| | つき同項 | つき同号 |
| 施行令第二十五条の十八の三第五項第五号に規定する財務省令で定める場合 | 、同項 | 、施行令第二十五条の十八の三第五項第五号 |
| | 同条第三項 | 同号 |
| | つき同項 | つき同号 |

4　第二項の規定は、次の表の上欄に掲げる割合について準用する。この場合において、同表の上欄に掲げる割合の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 施行令第二十五条の十八の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合 | 同項の | 施行令第二十五条の十八の三第四項の |
| | 同条第三項 | 同条第四項 |
| 施行令第二十五条の十八の三第五項第一号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した割合 | 同項の | 施行令第二十五条の十八の三第五項第一号イの |
| | 同項に | 同号イに |
| | 同条第三項 | 同号イ |
| 施行令第二十五条の十八の三第五項第一号八(1)に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合 | 同項の | 施行令第二十五条の十八の三第五項第一号八(1)の |
| | 同項に | 同号八(1)に |
| | 同条第三項 | 同号八(1) |
| 施行令第二十五条の十八の三第五項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合 | 同項の | 施行令第二十五条の十八の三第五項第二号の |
| | 同項に | 同号に |
| | 同条第三項 | 同号 |
| 施行令第二十五条の十八の三第五項第三号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合 | 同項の | 施行令第二十五条の十八の三第五項第三号の |
| | 同項に | 同号に |
| | 同条第三項 | 同号 |
| 施行令第二十五条の十八の三第五項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合 | 同項の | 施行令第二十五条の十八の三第五項第四号の |
| | 同項に | 同号に |
| | 同条第三項 | 同号 |
| 施行令第二十五条の十八の三第五項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合 | 同項の | 施行令第二十五条の十八の三第五項第五号の |
| | 同項に | 同号に |
| | 同条第三項 | 同号 |

第十八条の十九の四第二号中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に、「同条第二十項」を「同条第二十六項」に改める。

第十八条の二十第二十項中「第六項第一号、第七項」を「第二十三項第一号、第二十四項第一号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第十九項中「第六号」を「第七号」に改め、同項第一号中「法第四十条の四第十一項に規定する」を「各事業年度の」に改め、「損益計算書」の下に「これに準ずるものを含む。）」を加え、同項第二号中「類する」を「準ずる」に改め、同項第四号中「施行令第二十五条の二十第二項に規定する本店所在地国の法令」を「本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　施行令第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類及び当該法人所得税の額に関する計算の基礎となる書類で各事業年度に係るもの

第十八条の二十第十九項を同条第三十六項とし、同条第十八項を同条第三十五項とし、同条第十七項第四号中「株式又は出資（以下この号及び第十九項第五号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第十六項中「第十二項及び第十三項」を「第二十九項及び第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第十五項中「第五項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十四項中「第六項から第八項まで」を「第二十三項から第二十五項まで」に、「、第六項」を「、第二十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十三項中「第六項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十二項を同条第二十九項とし、同条第十一項中「第六項から第八項まで」を「第二十三項から第二十五項まで」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等の」に、「第六項第一号」を「第二十三項第一号」に、「短期売買商品損失額」を「短期売買商品等損失額」に、「短期売買商品（」を「短期売買商品等（」に、「短期売買商品に」を「短期売買商品等に」に、「以下第八項」を「以下第二十五項」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「第七項」を「第二十四項」に、「第十一項」を「第二十八項」に、「、第八項」を「、第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第九項を同条第二十六項とし、同条第八項中「要件」の下に「のいずれか」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第七項中「（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「要件」の下に「の全て」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第六項中「除く。以下第八項」を「除く。以下第二十五項」に改め、同項第一号中「第八項」を「第二十五項」に改め、同項第二号中「第十三項第四号ロ」を「第三十項第四号ロ」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第五項中「第十三項」を「第三十項」に、「第十項、第十一項」を「第二十七項、第二十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第四項を同条第二十一項とし、同条第三項を削り、同条第二項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　第一項の規定は、施行令第二十五条の二十二の三第四項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。